

労働者協同組合法の一部改正について

○労働者協同組合法（令和2年法律第78号）（令和2年12月11日公布）

○令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日閣議決定）

法人課税

労働者協同組合法の改正を前提に、剰余金の配当が行われないこと、解散時の残余財産について組合員からの出資額を超える金額が国等又は同種の法人へ帰属すること等が担保された労働者協同組合（以下「特定組合」という。）が創設される場合には、特定組合について、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得について非課税とするほか、公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度を除き、公益法人等に係る取扱いを適用する。

○政令・省令・指針を制定（令和4年5月27日公布）

非営利性を徹底した新類型
（特定労働者協同組合）を設けるための法改正が必要

○労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和4年法律第71号）（令和4年6月17日公布）

- ・ 都道府県知事は、以下の要件を満たす労働者協同組合を、特定労働者協同組合として認定する。
 - ① 定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがある。
 - ② 定款に、解散時に組合員に出資額限度で分配した後の残余財産は国・地方公共団体・他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがある。
 - ③ ①②の定款違反行為を行うことを決定し、又は行ったことがない。
 - ④ 各理事の親族等の関係者が理事総数の3分の1以下である。
- ・ その他、必要な書類の提出と公開、外部監事の設置、認定の取消し、罰則等について所要の規定を設けるとともに、税制上の措置を講ずる。

○省令を一部改正（予定）

○施行（令和4年10月1日）